

住民基本台帳ネットワークに関する事務に係る特定個人情報保護評価書
(全項目評価書) (案) の概要

I 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に関する基本情報

1 事務の名称

住民基本台帳ネットワークに関する事務

2 事務の内容

住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「(1)本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「(2)附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。

(1)本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	(2)附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務
①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理	①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理
②市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への通知	②市町村からの附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への通知
③都道府県知事から本人確認情報に係る自都道府県の他の執行機関への提供又は他部署への移転	③都道府県知事から附票本人確認情報に係る自都道府県の他の執行機関への提供又は他部署への移転
④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査	④住民による請求に基づく当該個人の附票本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの附票本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査
⑤機構への本人確認情報の照会	⑤機構への附票本人確認情報の照会

3 使用するシステム

- (1)住民基本台帳ネットワークシステム
- (2)附票連携システム

4 特定個人情報ファイル名

- (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル
- (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

5 個人番号を利用する法令上の根拠

住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号）

- ・第7条（住民票の記載事項）
- ・第12条の5（住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報）
- ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等）
- ・第30条の7（都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等）

- ・第 30 条の 8（本人確認情報の誤りに関する機構の通報）
- ・第 30 条の 11（通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供）
- ・第 30 条の 15（本人確認情報の利用）
- ・第 30 条の 22（市町村間の連絡調整等）
- ・第 30 条の 32（自己の本人確認情報の開示）
- ・第 30 条の 35（自己の本人確認情報の訂正）
- ・第 30 条の 44 の 6 第 3 項（都道府県知事保存附票本人確認情報（住民票コードに限る。）の利用）

6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 実施しない

II 特定個人情報ファイルの概要

	(1) 都道府県知事保存本人確認情報 ファイル	(2) 都道府県知事保存附票本人確認 情報ファイル
1 対象となる本人の範囲	山形県内の市町村において、住民基本台帳に記録された者	山形県内の市町村において、戸籍の附票に記録された者
2 記録される項目 (主な記録項目)	個人番号、4 情報（氏名、性別、生年月日、住所）、その他住民票関係情報	個人番号、4 情報（氏名、性別、生年月日、住所）、その他住民票関係情報、その他戸籍の附票関係情報（戸籍の表示に係る情報は含まない。）
3 保有開始日	平成 27 年 10 月 5 日（※） ※「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 25 年法律第 28 号）」の施行の日	未確定（※） ※「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号）」附則第 1 条第 10 号にて規定される公布から起算して 5 年を超えない範囲内の政令で定める日。
4 特定個人情報ファイル の取扱いの委託事項	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県サーバの運用及び監視に関する業務 ・山形県住民基本台帳ネットワークシステム運用支援業務 ・端末等の保守業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務 ・山形県住民基本台帳ネットワークシステム運用支援業務 ・端末等の保守業務

	(1) 都道府県知事保存本人確認情報 ファイル	(2) 都道府県知事保存附票本人確認 情報ファイル
5 特定個人情報の提供 提供先 1 ①法令上の根拠 ②提供先での用途 提供先 2 ①法令上の根拠 ②提供先での用途 提供先 3 ①法令上の根拠 ②提供先での用途	自都道府県の他の執行機関 ・住基法第 30 条の 15 第 2 項 ・住民基本台帳法施行条例第 3 条 住基法及び住民基本台帳法施行 条例に掲げる、自都道府県の他の執 行機関への情報提供が認められる 事務の処理に用いる。 機構 住基法第 30 条の 7 都道府県知事より受領した本人 確認情報を元に機構保存本人確認 情報ファイルを更新する。 住基法上の住民 住基法第 30 条の 32 開示された情報を確認し、必要に 応じてその内容の全部又は一部の 訂正、追加又は削除の申出を行う。	自都道府県の他の執行機関 ・住基法第 30 条の 15 第 2 項 ・住基法第 30 条の 44 の 6 第 3 項 住基法に掲げる、自都道府県の他 の執行機関への情報提供が認めら れる事務の処理に用いる。 自都道府県の他部署 ・住基法第 30 条の 15 第 1 項 ・住基法第 30 条の 44 の 6 第 3 項 住基法に掲げる、都道府県知事に おいて都道府県知事保存附票本人 確認情報の利用が認められた事務 の処理に用いる。
6 特定個人情報の移転 移転先 ①法令上の根拠 ②移転先での用途	自都道府県の他部署 ・住基法第 30 条の 15 第 1 項 ・住民基本台帳法施行条例第 2 条 住基法及び住民基本台帳法施行 条例に掲げる、都道府県知事におい て都道府県知事保存本人確認情報 の利用が認められた事務の処理に 用いる。	自都道府県の他部署 ・住基法第 30 条の 15 第 1 項 ・住基法第 30 条の 44 の 6 第 3 項 住基法に掲げる、都道府県知事に おいて都道府県知事保存附票本人 確認情報の利用が認められた事務 の処理に用いる。

Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策

1 特定個人情報の入手におけるリスク対策

- 市町村CS（コミュニケーションサーバ）と接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。
- 特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。

2 特定個人情報の使用におけるリスク対策

- 生体認証により操作者認証を行う。
- アクセス権限の発効・失効は、システムの利用担当課長からの申請に基づき、市町村課長が承認した職員に対し、業務に必要な限度でのみ行う。
- システムの操作履歴（アクセスログ・操作ログ）を記録し、毎年、市町村課において申請文書等とログとを突合し、不正な操作がないことについて確認している。
- システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。

3 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるリスク対策

- 委託先（再委託先を含む。）に特定個人情報ファイルの閲覧更新権限を付与していないため、委託業務従事者は特定個人情報にアクセスできず、閲覧更新もできない。

4 特定個人情報の提供・移転におけるリスク対策

- 法令の規定で認められる事務についてのみ、提供・移転を行う。また、このことについて、研修等の場で周知するとともに、不正な提供・移転が無いか適時確認する。
- 本特定個人情報へのアクセス権限を有する者を厳格に管理する。
- 認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。

5 特定個人情報の保管・消去におけるリスク対策

- サーバ設置場所、端末設置場所及び記録媒体の保管場所を施錠管理する。
- 磁気ディスク内の特定個人情報は、システムの自動判別し消去する。
- 磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。
- 帳票の廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行う。

Ⅳ その他のリスク対策

1 監査

毎年、システム利用所属において自己点検を行い、その結果をもとに市町村課職員が内部監査を実施する。

2 従業者に対する教育・啓発

システム利用権限を付与する前に、必要な知識の習得に資するための研修を実施し、必要な知識を習得できているかを確認するためのテストを実施する。